

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する

解体工事業登録申請の手引き

土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物その他の工作物（建築物等）を解体する建設工事業（解体工事業）を営もうとする方は、元請・下請の別に関わらず、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（略称「建設リサイクル法」）に基づき知事の登録を受けなければなりません。

この手引きは、登録申請手続きや、解体工事業者として登録後に必要となる事項について取りまとめたものです。

申 請 書 の 受 付

① 場所

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

建設業審査グループ

〒231-0021

横浜市中区日本大通33番地 神奈川県住宅供給公社ビル5階
(TEL 045-285-3218)

② 受付日時

月曜日～金曜日（祝祭日は除く）

午前9時～12時、午後1時～4時

令和 8 年 11 月

神 奈 川 県

目次

1	解体工事業の登録について	2
(1)	登録を必要とする者	2
(2)	登録先	2
(3)	申請書の入手方法	2
(4)	登録申請書の提出先	2
(5)	登録申請手数料	3
(6)	登録の有効期間と更新	3
2	登録申請の手続きと要件について	3
(1)	登録の申請（第22条）	3
(2)	登録の要件（第24条）	4
(3)	技術管理者の基準	4
3	登録申請に必要な書類について	7
(1)	申請書作成時の注意点	7
(2)	申請書類一覧表	7
(3)	技術管理者の基準を証する書類について	8
(4)	申請から登録まで	9
4	変更等の届出について	10
(1)	届出に関する注意点	10
(2)	届出事項と届出に必要な書類について	10
①	変更届	10
②	廃業届	11
③	建設業の許可取得届	11
5	登録後の義務について	12
(1)	標識の設置	12
(2)	帳簿の備え付け	12
(3)	解体工事現場への技術管理者の設置	13
(4)	施工技術の確保	13
6	記載例及び記入上の注意点について	14
(1)	登録申請書	14
(2)	誓約書	16
(3)	実務経験証明書	17
(4)	申請者の調書	19
(5)	変更届	23
(6)	廃業等届	24
(7)	建設業許可取得届	25
(8)	役員等の氏名記入用紙	26

1 解体工事業の登録について

(1) 登録を必要とする者

家屋等の建築物やその他の工作物の全部又は一部の解体工事、又はそれら解体工事を含む建設工事を行う者のうち、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を持たない者。

- ◆ 元請・下請の別に関わらず、登録は受けなければなりません。
- ◆ 請負金額が500万円以上の解体工事(建築工事業に該当する解体工事を含む建設工事にあつては、請負金額が1500万円以上)を行う者は、建設業法に基づき建設業許可が必要です。
- ◆ 個人事業主として既に登録を受けている場合の注意点
次の場合は登録を引き継ぐことができないので、新たに登録をしなくてはなりません。
 - 個人事業主 ⇒ 法人成り
 - 個人事業主(親)から子が事業承継

(2) 登録先

解体工事を請負、又は施工しようとする区域を管轄する都道府県。

- ◆ 複数の都道府県で解体工事を行う場合は、営業所を置かない都道府県であっても、その区域を管轄するそれぞれの都道府県に登録しなければなりません。

(3) 申請書の入手方法

神奈川県庁のホームページからダウンロードください。

(URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p880743.html>)

(4) 登録申請書の提出先

① 場所

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課建設業審査グループ

〒231-0021神奈川県横浜市中区日本大通33番地

神奈川県住宅供給公社ビル5階

(TEL 045-285-3218)

② 受付日時

月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 午前9時～12時、午後1時～4時

(5) 登録申請手数料

新規の登録	更新
33, 000円	26, 000円

(6) 登録の有効期間と更新

登録の有効期間は5年間です。

- ◆ 更新の申請は、有効期間が満了する日の90日前から30日前までに行ってください。
- ◆ 5年ごとに登録の更新を受けなければ、期間の経過により登録は失効します。

2 登録申請の手続きと要件について

(1) 登録の申請（第22条）

解体工事業者の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書(別記様式第1号)を提出しなければなりません。

- ア. 商号、名称又は氏名及び住所
- イ. 営業所の名称及び所在地
- ウ. 法人である場合には、その役員^{※1}の氏名
- エ. 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- オ. 技術管理者（後述）の氏名

申請書以外にも、各種の添付書類が必要となります。（「3 登録申請に必要な書類について」も参照してください。）

※1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（例えば、法人格のある各種組合等の理事等）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(2) 登録の要件（第24条）

解体工事業の登録をするには、以下の2つの要件を満たしていなければなりません。

1. 拒否事由に該当しないこと

以下に掲げる拒否事由に該当する場合、登録はできません。

ア. 虚偽記載や記載誤り

故意・過失を問わず、申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき

イ. 解体工事業者としての適性を期待し得ない場合

- (1) 解体工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 解体工事業者である法人が登録を取り消された場合に、その処分のあった日前30日以内にその解体工事業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 解体工事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 建設リサイクル法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わってから2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- (6) 法定代理人がいる場合に、その法定代理人が上記(1)から(5)に該当する者
- (7) 法人で、役員のうちに上記(1)から(5)に該当する者がある者
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 主務省令で定める基準に適合する技術管理者を選任していること（第31条・第32条）

技術管理者とは、解体工事の施工において、分別解体、機械操作、安全管理や建設資材の再資源化の実施等に関する指導・監督を行う者を言います。

(3) 技術管理者の基準

次のア. ～ オ. のいずれかの基準を満たす必要があります。

ア. 次の表のいずれかの資格を有するもの

根拠法	資格の名称
建設業法の定めによるもの	1級建設機械施工管理技士（旧：1級建設機械施工技士）
	2級建設機械施工管理技士（種別「第1種」または「第2種」）（旧：2級建設機械施工技士）
	1級土木施工管理技士
	2級土木施工管理技士（種別「土木」）
	1級建築施工管理技士
	2級建築施工管理技士（種別「躯体」または「建築」）
建築士法の定めによるもの	1級建築士
	2級建築士
技術士法の定めによるもの	技術士（建設部門に合格したもの）
職業能力開発促進法の定めによるもの	職業能力開発促進法に基づく1級のとび・とび工
	職業能力開発促進法に基づく2級のとび・とび工に <u>合格した後、解体工事に関して1年以上の実務経験を有する者</u>

イ. 国土交通大臣の登録を受けた試験(登録試験)に合格した者

登録機関名	資格の名称
公益社団法人全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士

登録機関は平成27年4月現在のもの。

省令改正前の、国土交通大臣が指定する試験に合格した者も対象となります。

((株)日本解体工事技術協会が、平成20年12月31日以前に発行した合格証明書は引き続き有効です。)

ウ. 次のいずれかの実務経験を有する者

学歴の有無	必要な実務経験年数
大学※ ¹ 、高等専門学校※ ² (高専)及び専門職大学で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	2年以上の解体工事に関する実務経験
高等学校※ ³ 、中等教育学校で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	4年以上の解体工事に関する実務経験
上記以外の者	8年以上の解体工事に関する実務経験

※¹短大、旧大学令による大学を含む。

※²旧専門学校令による専門学校を含む。いわゆる「専門学校」は、ここに含まれない。

※³旧中等学校令による実業学校を含む。

エ. 国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習(登録講習)を受講し、以下のいずれかの実務経験を有する者

国土交通大臣の登録を受けた登録講習	学歴の有無	必要な実務経験年数
解体工事施工技術講習 (公益社団法人全国解体工事業団体連合会、一般財団法人全国建設研修センター)	大学、高等専門学校(高専)及び専門職大学で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	1年以上の解体工事に関する実務経験
	高等学校、中等教育学校で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	3年以上の解体工事に関する実務経験
	上記以外の者	7年以上の解体工事に関する実務経験

※登録講習機関は、平成29年3月現在のもの。

※省令改正前の、国土交通大臣が実施又は指定する講習を受講し、所定の実務経験を有する者も対象となります。

((株)日本解体工事技術協会が、平成20年12月31日以前に発行した講習修了証は引き続き有効です。)

オ. 国土交通大臣が上記ア. ～ エ. に掲げる者と同等以上の知識又は技能を有すると認定した者

【注】

- (1) 「土木工学等に関する学科」とは「土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科」をいいます。
- (2) 実務経験とは、解体工事に関する技術上の経験を言います。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験のことです。また、解体工事に関する技術を取得するための見習いにおける技術的経験も含みます。ただし、解体工事の現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は、実務経験にはなりません。

3 登録申請に必要な書類について

(1) 申請書作成時の注意点

- ① 申請書の提出部数は、正本及び副本各1部、合計2部です。
(「役員等の氏名記入用紙」のみ1部)
- ② 副本は完成した正本をコピーして下さい。
- ③ 「(2)申請書類一覧表」、「(3)技術管理者の基準を証する書類について」をよく確認し、不足書類が無いようにして下さい。
- ④ 手書きで作成される場合は、ペン又はボールペンで丁寧にはっきりと記入して下さい。
- ⑤ 添付書類の「商業登記簿謄本」、「住民票の抄本」、「法定代理人であることを証する書類」等は、全て発行から3カ月以内の原本に限ります。(卒業証明書は除く)

(2) 申請書類一覧表

(※記載例については、14ページ以降を参照して下さい。)

新 規 ・ 更 新 共 通	申請書の様式	添付書類
	解体工事業登録申請書(別記様式第1号)	① 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (個人の場合は必要なし) ② 申請者が未成年で法定代理人がいる場合(事前にご相談下さい。)の書類 ア. 申請者、法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書類 イ. 法定代理人であることを証する書類
	誓約書(別記様式第2号)	
	選任した技術管理者が基準を満たしていることを証する書類 ※(3)「技術管理者の基準を証する書類について」を参照してください	① 技術管理者の住民票の抄本
	登録申請者の調書(別記様式第4号) ※法定代理人がいる場合は、法定代理人の分も作成	個人の場合 ① 事業主の調書 ② 事業主の住民票の抄本
		法人の場合 ① 代表取締役を含む役員※1全員の調書 ② <u>法人本人の調書</u> ③ 役員※1全員の住民票の抄本(株主、相談役、顧問等を除く)
	役員等の氏名記入用紙 ※1部のみ、申請書に綴じず提出	

※1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(例えば、法人格のある各種組合等の理事等)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有

するものと認められる者を含みます。

(3) 技術管理者の基準を証する書類について

技術管理者の有する資格、実務経験を確認するために、次のア. ～ オ. の区分に応じ、該当する証明書類を添付し、提示して下さい。技術管理者の要件が確認できない場合、申請は受け付けられません。

ア. 次の表のいずれかの資格を有する者

資格の名称	申請時に必要な書類
1級建設機械施工管理技士（旧：1級建設機械施工技士）	資格者証の写し（技能検定合格証明書、免許証、技術士免状など）
2級建設機械施工管理技士（旧：2級建設機械施工技士） （種別「第1種」または「第2種」）	
1級土木施工管理技士	
2級土木施工管理技士（種別「土木」）	
1級建築施工管理技士	
2級建築施工管理技士（種別「躯体」または「建築」）	
1級建築士	
2級建築士	
技術士（建設部門に合格したもの）	
職業能力開発促進法に基づく1級のとび・とび工	
職業能力開発促進法に基づく2級のとび・とび工に合格した後、解体工事に関して1年以上の実務経験を有する者	資格者証の写し（技能検定合格証明書など） <u>及び実務経験1年以上の証明書（別記様式第3号）</u>

イ. 国土交通大臣の登録を受けた試験（登録試験）に合格した者

資格の名称	申請時に必要な書類
解体工事施工技士	合格証明書、資格者証又は登録証の写し

ウ. 次のいずれかの実務経験を有する者

学歴の有無	申請時に必要な書類
大学、高等専門学校（高専）で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	① 卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し ② 実務経験2年以上の証明書（別記様式第3号）
高等学校、中等教育学校で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	① 卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し ② 実務経験4年以上の証明書（別記様式第3号）
上記以外の者	① 実務経験8年以上の証明書（別記様式第3号）

エ. 国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習（登録講習）を受講し、以下のいずれかの実務経験を有する者

国土交通大臣の登録を受けた登録講習	学歴の有無	申請時に必要な書類
解体工事施工技術講習	大学、高等専門学校（高専）で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	① 卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し ② 講習修了証等の写し ③ 実務経験 <u>1年以上</u> の証明書（別記様式第3号）
	高等学校、中等教育学校で「土木工学等に関する学科」を修めて卒業した者	① 卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し ② 講習修了証等の写し ③ 実務経験 <u>3年以上</u> の証明書（別記様式第3号）
	上記以外の者	① 講習修了証等の写し ② 実務経験 <u>7年以上</u> の証明書（別記様式第3号）

オ. 国土交通大臣が上記ア. ～ エ. に掲げる者と同等以上の知識又は技能を有すると認定した者

申請時に必要な書類
大臣認定書等の写し

（４） 申請から登録まで

- ① 登録の申請がされた際には、窓口で形式的な書類審査を行います。添付書類の不足等により要件が確認できない場合を除いて受け付けますが、必要に応じて補正を求めることがあります。
- ② 後日の審査の結果、拒否事由に該当することが明らかになったときは、登録を拒否します。
- ③ 登録申請の審査には、おおむね次の期間を要します。

新規申請の場合	更新申請の場合
約1ヶ月	約3週間

- ④ 申請書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、登録拒否事由に該当するとともに、法律により処罰されます。
- ⑤ 一度納入された手数料は、登録申請の審査に対するものですので、登録を受けられなかった場合でも返還できません。

4 変更等の届出について

登録をした後に、登録事項に変更があった場合や解体工事業を廃業した場合又は建設業許可を取得した場合には、届出が必要となります。

(1) 届出に関する注意点

- ① 各種届出書の提出窓口・受付時間等は、登録申請書と同様です。
- ② 届出書の提出部数は、**正本及び副本各1部、合計2部**です。
- ③ 「(2)届出事項と届出に必要な書類について」をよく確認し、不足書類が無いようにして下さい。
- ④ 手書きで作成される場合は、ペン又はボールペンで丁寧にはっきりと記入して下さい。
- ⑤ 届出の提出には、手数料はかかりません。
- ⑥ 届出書や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されます。
- ⑦ 添付書類の「商業登記簿謄本」、「住民票の抄本」、「法定代理人であることを証する書類」、「印鑑証明書」は、**全て発行から3カ月以内の原本**に限ります。(卒業証明書は除く)
- ⑧ 更新の申請の際にはあらためて、変更届の提出の有無を確認します。変更届出書の副本は、次の更新まで大切に保管し、必要に応じて提示して下さい。

(2) 届出事項と届出に必要な書類について

① 変更届

解体工事業の登録を受けた者が、次の表に掲げる届出事項に該当した場合、30日以内に所定の様式(別記様式第6号、23ページ参照)に添付書類を添付して、届け出なければなりません。

届出事項	添付書類
商号、名称又は氏名及び住所の変更 (特例有限会社から株式会社への組織変更、等も含む) ※個人から法人に変更の場合、個人を廃業して、法人での新規申請を手續する必要があります。	個人の場合
	◆ 住民票の抄本
	法人の場合
	◆ 商業登記簿謄本
	◆ (必要な場合のみ)印鑑証明書
営業所の新設、廃止、名称及び所在地の変更	登記してある場合…商業登記簿謄本 登記していない場合…なし(届出書のみ提出)
営業所の電話番号の変更	なし(届出書のみ提出)
役員^{※1}の氏名の変更^{※2} (新任・退任・解任等)	① 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(顧問・相談役・株主等のみの変更は除く) ② 誓約書(別記様式第2号、新任の場合のみ) ③ 登録申請者の調書(別記様式第4号、新任の場合のみ) ④ 住民票の抄本(新任の場合のみ、株主、相談役、顧問等を除く)

届出事項	添付書類
法定代理人の変更	① 誓約書(別記様式第2号、新任の場合のみ) ② 登録申請者の調書(別記様式第4号、新任の場合のみ) ③ 新法定代理人の住民票の抄本 ④ 法定代理人であることを証する書類
技術管理者の変更	① 住民票の抄本 ② 技術管理者の基準を証する書類 (※8ページを参照)

※1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(例えば、法人格のある各種組合等の理事等)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※2 平成27年3月31日時点で登録を有している方または登録申請手続中の方について、平成27年3月31日時点で既に相談役、顧問、株主等であった方については、届出不要です。(平成27年4月1日以降に新たに相談役、顧問、株主等に就任された場合は届出が必要です。)

② 廃業届

解体工事業者登録を受けた者が、次の表の届出事項の欄に掲げる事由により解体工事業を廃業する場合は、30日以内に所定の様式(24ページ参照)に添付書類を添えて届け出なければなりません。

届出事項	届出者	添付書類
解体工事業を廃業する場合	個人…事業主本人 法人…代表する役員 ※1	① 届出者の印鑑証明書(申請書や変更届副本の印と変更がなければ不要)
登録を受けた個人事業主の死亡	相続人	① 届出者の印鑑証明書 ② 届出者の戸籍謄本 ③ 登録を受けていた者の除籍簿の謄本
法人が合併により消滅	代表する役員※1であった者	① 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
法人が破産により解散	破産管財人	① 破産管財人の印鑑証明書 ② 破産管財人であることを証する書類
法人が合併及び破産以外の理由により解散	清算人	① 清算人の印鑑証明書 ② 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

※1 代表する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

③ 建設業の許可取得届

解体工事業者登録を受けた者が、土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業許可を受けるときは、所定の様式(25ページ参照)に添付書類を添えて届け出なければなりません。

届出事項	届出者	添付書類
土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業許可の取得	個人…事業主本人 法人…代表する役員	許可通知書の写し又は許可証明書(発行から3ヶ月以内の原本)

5 登録後の義務について

(1) 標識の設置

解体工事業の登録を受けている方は、営業所及び工事現場の見やすい場所に、次の標識(別記様式第7号)を掲げなければなりません。

別記様式第7号(第8条関係)

25センチメートル以上	35センチメートル以上	
	解 体 工 事 業 者 登 録 票	
	商号、名称又は氏名	
	法人である場合の 代表者の氏名	
	登録番号	
	登録年月日	年 月 日
	技術管理者の氏名	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

(2) 帳簿の備え付け

解体工事業者は、主務省令で定める帳簿(別記様式第8号)を営業所ごとに備え付け、解体工事ごとに作成しなければなりません。

別記様式第8号(第9条関係)(A4)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号(—) 電話番号() —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る技術管理者の氏名	

また、次の添付書類のいずれかを帳簿と共に事業年度の終了後から5年間保存しなければなりません。

添付書類

- ◆ 建設業法第19条第1項又は第2項に規定する書面又はその写し
(請負契約書又は変更請負契約書)
- ◆ 工事の規模が、建設リサイクル法第9条第3項又は第4項に規定する建設工事の規模に関する基準以上である場合には、同法第13条第1項又は第2項の規定による書面又はその写し
(分別解体等の方法、解体工事に関する費用、その他省令で定められた事項を明記した請負契約書又は変更請負契約書)

なお、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものに記録され、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

(3) 解体工事現場への技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場に登録の際に選任した技術管理者を、現場を監督する者として置かなければなりません。

(4) 施工技術の確保

解体工事業者は、解体工事施工技術の確保に努めなければなりません。

6 記載例及び記入上の注意点について

(1) 登録申請書

別記様式第1号(第3条関係)

新規申請のときは「更新」を、更新申請のときは「新規」を消す

(A4)

表面

解体工事業登録申請書

登録の種類

新規・更新

※登録番号

※登録年月日

年 月 日

この申請書により、解体工事業の登録を申請します。

法人で、事実上の営業所と登記上の本店が異なる場合、住所は2段書きにしてください。

(例) (登記上) ○○市□□□

(事実上) ○○市▲▲▲

令和○年○月○日

横浜市中区日本大通1

株式会社 神奈川解体

申請者 代表取締役 神奈川 太郎

神奈川県知事 ○○ ◆◆ 殿

フリガナ
商号、名称又は氏名

カブシキガイシャ カナガワカイトイ
株式会社 神奈川解体

法人の場合は、法人名、個人の場合は
屋号及び本人の氏名を記入

住所

郵便番号(○○○ - ●●●●)
横浜市中区日本大通1

事実上の営業所所在地を記入

電話番号(045)○○○-○○○○

法人である場合の
フリガナ
代表者の氏名

カナガワ タロウ
神奈川 太郎

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等

フリガナ
氏名

役名等(常勤・非常勤)

フリガナ
氏名

役名等(常勤・非常勤)

カナガワ タロウ
神奈川 太郎

代表取締役(常勤)

カナガワ ハナコ
神奈川 花子

株主等

カナガワ カズオ
神奈川 一男

取締役(常勤)

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記入

ミウラ ウミオ
三浦 海雄

顧問(非常勤)

申請時において既に受けている登録

新規申請時は記入不要
更新申請時に、すでに受けている
登録番号を記入

◆ 記入上の注意点

申請者は法人の場合は代表者、個人の場合はその本人です。

(A4)

裏面

法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名		分別 太郎		
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名称		所在地 郵便番号(-) 電話番号() -		
ホンシヤ 本 社 オダワラエイギョウシヨ 小田原営業所		神奈川県横浜市中区日本大通1 郵便番号(0000 - ●●●●) 電話番号(045)0000-0000 神奈川県小田原市東町◇ー◇ー◆ 郵便番号(△△△ - ▲▲▲▲) 電話番号(0465)※※-■●●●		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名		
		住所	郵便番号(-) 電話番号()	
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称		
		住所	郵便番号(-) 電話番号()	
		フリガナ 役員の氏名		役名等(常勤・非常勤)
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		
		他都道府県で既に登録を受けている場合に、その 都道府県名及び登録番号を記入 (記入例) □□県知事(登一〇〇) 第▲▲▲号		

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

(2) 誓約書

別記様式第2号(第4条関係)

(A4)

誓 約 書

登 録 申 請 者 及 び そ の 役 員 並 び に 法 定 代 理 人 及 び 法 定 代 理 人 の 役 員 は 、
建 設 工 事 に 係 る 資 材 の 再 資 源 化 等 に 関 す る 法 律 第 2 4 条 第 1 項 各 号 に
該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す 。

令和○年○月○日

株式会社 神奈川解体
代表取締役

申 請 者 神奈川 太郎

神奈川県知事 殿

申請者が解体工事業に関し、成年と同一の能力を有さない
未成年者である場合、申請者の下欄に法定代理人の氏名
を記入。

(3) 実務経験証明書

別記様式第3号(第4条関係)

(A4)

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に關し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日
横浜市中区日本大通1
(株)神奈川解体
代表取締役
神奈川 太郎

実務経験を得たときに居た会社名や事業主の名称を記入		使用者に雇用されていた期間を記入		証明者
技術管理者の氏名	分別 太郎	生年月日	昭和30年1月1日	平成 5年 4月 から 平成13年 6月 まで
使用者の商号 又は名称	株式会社 神奈川解体		使用された期間	
職名	実務経験の内容			実務経験年数
現場監督	「〇〇邸解体工事」木造建築物の解体 他			平成 5年 4月から平成 6年 3月まで
〃	「☆☆邸解体工事」軽量鉄骨建築物の解体 他			平成 6年 4月から平成 7年 3月まで
〃	「◇◇邸解体工事」プレハブ建築物の解体 他			平成 7年 4月から平成 8年 3月まで
工事主任	「△△邸解体工事」木造建築物の解体 他			平成 8年 4月から平成 9年 3月まで
〃	「●●邸解体工事」軽量鉄骨建築物の解体 他			平成 9年 4月から平成10年 3月まで
工事係長	「▽▽邸解体工事」木造建築物の解体 他			平成10年 4月から平成11年 3月まで
〃	「◎◎邸解体工事」プレハブ建築物の解体 他			平成11年 4月から平成12年 3月まで
工事課長	「□□工場解体工事」鉄骨構造物の解体 他			平成12年 4月から平成13年 3月まで
〃	「××邸解体工事」木造建築物の解体 他			平成13年 4月から平成13年 6月まで
経験を得た当時の職名(工事主任、〇〇工事部長、取締役など)				
1年につき1件以上の経験となるように記入(1年以上の期間にならないように注意)				
合計				満 8 年 3 月
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	実務経験年数の合計を記入(「使用された期間」ではない)		
証明者と被証明者の関係				社員

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

◆ 記入上の注意点

- ① この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成してください。(例:A社とB社での経験を証明する場合は、証明者がA社のものとB社のものあわせて2枚作成。)
- ② 証明者については、技術管理者の実務経験を証明する者の氏名を記入します。原則として技術管理者の使用者となりますが、使用者の証明を得ることができないときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由(例:会社解散のため、事業主死亡のため等)を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者(例えば当時の上司)に証明してもらうか、又は自己証明して下さい。
- ③ 「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記入した職に従事した期間内において解体工事に係る経験期間を記入し、これらの期間を合計した年数を「合計」欄に記入しますが、経験期間が重複するものについては、二重に計算しないようにして下さい。
- ④ 「証明者と被証明者の関係」の欄には、証明者から見た被証明者(技術管理者)との関係を記入します。具体的には社員、従業員などと記入します。(前勤め先であれば「元社員」、「元役員」など)
- ⑤ 所定の用紙に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。

(4) 申請者の調書

① 法人の場合の「本人」の記入例

別記様式第4号(第4条関係)

登録申請者

法人の役員
本人
— 法定代理人
法定代理人の役員

1行目と3行目と4行目を消す

の調書

(A4)

現住所	郵便番号(〇〇〇 - ●●●●) 神奈川県横浜市中区日本大通1		電話番号(045)〇〇〇-〇〇〇〇
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ カナガワカイトイ 株式会社 神奈川解体	生年月日	
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞			
罰	なし	行政処分等についても記入	
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日			
		代表取締役 氏名 神奈川 太郎	

② 法人の場合の「役員」の記入例

別記様式第4号(第4条関係)

登録申請者

法人の役員
~~本 人~~
~~法定代理人~~
 法定代理人の役員

2行目と3行目と4行目
を消す

の調書

(A4)

現住所		郵便番号(〇〇〇 - ●●●●) 神奈川県厚木市厚木〇〇〇		電話番号(046)〇〇〇-〇〇〇〇	
フリガナ 商号、名称又は氏名		カナガワ カズオ 神奈川 一男	生年月日	昭和35年4月10日	
年 月 日		賞 罰 の 内 容			
賞 罰		行政処分等についても記入 ただし、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(株主等)については記入不要			
	なし				
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日					
氏名 神奈川 一男					

③ 個人の場合の「本人」の記入例

別記様式第4号(第4条関係)

登録申請者

法人の役員
本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~

の調書

1行目と3行目と4行目
を消す

(A4)

現住所	郵便番号(〇〇〇 - ●●●●●) 神奈川県川崎市川崎区川崎***			電話番号(044)×××-★★★★
フリガナ 商号、名称又は氏名	カワサキ サブロー 川崎 三郎	生年月日	昭和40年12月20日	
年 月 日	賞 罰 の 内 容			
賞				
罰	なし	行政処分等についても記入		
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日 <div style="text-align: right;">氏名 川崎 三郎</div>				

◆ 記入上の注意点

- ① 「賞罰」の欄には、解体工事業に関する行政処分あるいは行政罰、その他賞罰について記入します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記入します。
- なお、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」欄への記入を要しません。

(5) 変更届

10～11ページの添付書類を添付して提出

別記様式第6号(第6条関係)

(A4)

<p>解体工事業登録事項変更届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>法人で、事実上の営業所と登記上の本店が異なる場合、住所は2段書きにしてください。</p> <p>(例) (登記上) ○○市□□□</p> <p>(事実上) ○○市▲▲▲</p> </div> <p>横浜市中区日本大通1 株式会社 神奈川解体 届出者 代表取締役 神奈川 太郎</p> <p>神奈川県知事 ○○ ◆◆ 殿</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキカイシャ カナガワカイタイ 株式会社 神奈川解体		
住 所	郵便番号(○○○ - ●●●●●) 事実上の営業所所在地を記入 横浜市中区日本大通1 電話番号(045)○○○-○○○○		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎 役員の変更の場合、変更の対象になる役員のみ記入 辞任の場合は、変更後の欄に「－」などを記入		
登録番号	神奈川県知事(登－○○)第▲▲▲号		
登録年月日	令和○○年○月○日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員の氏名	取締役(常勤) 神奈川 一男	取締役(常勤) 神奈川 大吉	令和○○年○月○日
	顧問(非常勤) 三浦 海雄	－	令和○○年○月○日
技術管理者の氏名	分別 太郎	循環 大事	令和○○年○月○日
小田原営業所の 所在地の変更	神奈川県小田原市 東町◇－◇－◆	神奈川県小田原市 南町○－△－○	令和○○年○月○日

(6) 廃業等届

11ページの添付書類を添付して提出

第1号様式(県規則第6条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

法人で、事実上の営業所と登記上の本店が異なる場合、住所は2段書きにしてください。

(例) (登記上) ○○市□□□

(事実上) ○○市▲▲▲

解体工事業廃業等届出書

○年○月○日

神奈川県知事 殿

住所 横浜市中区日本大通1

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 神奈川解体 代表取締役 神奈川 太郎

電話番号 (045)○○○-○○○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした解体工事業者	
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	かぶしがいいしゃ かながわかいたい 株式会社 神奈川解体
住 所	郵便番号(○○○ - ●●●●●) 横浜市中区日本大通1 電話番号(045)○○○-○○○○
(ふりがな) 法人にあつては 代表者の氏名	かながわ たろう 神奈川 太郎
登 録 番 号	神奈川県知事(登一〇〇)第▲▲▲号
登 録 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日
廃 業 等 の 理 由	事業の廃止

事実上の営業所所在地を記入

廃業届の提出事由に対応した理由を記入
(例)

- 個人事業主が死亡したため
- 法人成りのため
- 法人が合併により消滅したため
- 破産により解散したため
- (合併及び破産以外の理由により)解散したため、等

(7) 建設業許可取得届

許可通知書の写し、又は許可証明書(発行から3ヶ月以内の原本)を添付して提出

第4号様式(県規則第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

建設業許可取得届

神奈川県知事殿

法人で、事実上の営業所と登記上の本店が異なる場合、住所は2段書きにしてください。

(例) (登記上) ○○市□□□

(事実上) ○○市▲▲▲

○年○月○日

住 所 横浜市中区日本大通 1
商号又は名称 株式会社 神奈川解体
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
代表取締役 神奈川 太郎
電話番号 (045) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

次のとおり建設業の許可を取得しましたので、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します。

1 取得した建設業の許可

(1) 許可番号

国土交通大臣
神奈川県知事

許可 (般-〇〇) 第▲▲▲▲▲号

(2) 許可を受けた建設業

ア 土木工事業

イ 建築工事業

ウ 解体工事業

2 効力を失った解体工事業者の登録

神奈川県知事 (登-〇〇) 第▲▲▲号

備考 1 1の(1)の「国土交通大臣」、「知事」、「般」、「特」については、不要なものを横線で消してください。

2 1の(2)については、ア、イ又はウのいずれかに○を付けてください。

(8) 役員等の氏名記入用紙

役員等の氏名記入用紙(申請書とは別に作成する。)

申請者が法人の場合は、役員(申請書の役員の欄に記載されている者)、個人の場合は、事業主について、全員の氏名(フリガナ)、性別、生年月日を記入してください。

(フリガナ) カナガワカイトイ
会 社 名 株式会社 神奈川解体

登録番号(新規申請は記入不要)
(登一) 第 号

フリガナ	生 年 月 日	フリガナ	生 年 月 日
役員等の氏名・性別		役員等の氏名・性別	
カナガワ タロウ	T		T
神奈川 太郎 (男)	(S) 50年 9月 5日	男	S 年 月 日
女	H	女	H
カナガワ カズオ	T		T
神奈川 一男 (男)	(S) 35年 4月 10日	男	S 年 月 日
女	H	女	H
ミウラ ウミオ	T		T
三浦 海男 (男)	(S) 40年 1月 20日	男	S 年 月 日
女	H	女	H
カナガワ ハナコ	(T)		T
神奈川 花子 男	S 15年 11月 30日	男	S 年 月 日
(女)	H	女	H
	T		T
男	S 年 月 日	男	S 年 月 日
女	H	女	H
	T		T
男	S 年 月 日	男	S 年 月 日
女	H	女	H

(注)

・申請書に綴じ込まずに提出してください。

行政庁記入欄			
申請年月日	令和	年	月 日
整理番号			

解体工事業登録申請の手引き

問合せ先

神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設業課
建設業審査グループ

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通33番地
神奈川県住宅供給公社ビル5階

電話 045-285-3218